# うるま市民無料相談所の開設

## ◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所
宮國英男弁護士

【と　き】毎月第２木曜日　午後２時～午後４時
【ところ】石川庁舎（１階市民相談室）
【受　付】市民ロビー　午後１時受付開始

【と　き】毎月第４木曜日　午後２時～午後４時
【ところ】本庁（１階市民相談室）
【受　付】２階市民生活課　午後１時受付開始

※先着８名
午後１時から受付カードを配布しますが、各相談所とも先着８名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。なお、窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

## ◆特設人権相談所

【と　き】５月２０日（火）午前１０時～午後４時
【ところ】本庁（具志川）３階第１会議室

## ◆全国一斉「人権擁護の日」特設人権相談所

全国人権擁護委員連合会においては、人権擁護委員法の施行日である６月１日を「人権擁護委員の日」と定めています。当市では、下記日程で特設人権相談所を開設致しますので、お気軽にご相談ください。

【と　き】６月２日（月）午前 10 時～午後４時
【ところ】本庁（具志川）３階第１会議室
石川庁舎１階市民相談室
勝連庁舎１階社協会議室
与那城庁舎３階第３会議室

## ◆「春季行政相談強調週間」特設行政相談所

行政相談制度に関する国民の理解と認識を深め、本制度の利用の促進を図るため、５月１９日（月）から５月２５日（日）までの１週間を「春季行政相談強調週間」と定めています。本市では、下記のとおり一斉特設行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

【と　き】５月 20 日（火）午前 10 時～午後４時
【ところ】本庁（具志川）３階第１会議室
石川庁舎１階市民相談室
勝連庁舎１階社協ボランティア室
与那城庁舎３階第３会議室

## ◆消費者相談

【と　き】毎週水曜日　午前１０時～午後４時
【ところ】市役所本庁１階市民相談室

**【人権相談】**
近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困りの方。
**【行政相談】**
国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。
**【消費者相談】**
マルチ商法やＳＦ商法（沖縄では「ハイハイ学校」）などの悪質商法、架空請求や金融問題（多重債務）等に対するトラブル等について消費生活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

連絡先：**市民生活課 ☎ 973-5487**

## 平成 20 年７月１日から『寝たきり高齢者等おむつ代助成金支給事業』・『介護用品支給事業』が『うるま市高齢者紙おむつ支給事業』へ変わります

### 《うるま市高齢者紙おむつ支給事業とは？》

１．サービス内容
最大 8,500 円分の紙おむつ・尿取りパッドを支給するサービスです。
２．サービス対象者（次の①～⑥すべてにあてはまる方が対象者です。）

①うるま市に住所を持つ６５歳以上の方
②市民税非課税世帯の方
③介護保険の要介護認定で４又は５（相当含む）と認定された方
④介護保険施設に入所していない方
⑤生活保護を受けていない方

**申請受付は、平成 20 年6月2日（月）からです。**

これまで、「うるま市寝たきり高齢者等おむつ代助成金支給事業」「うるま市介護用品支給事業」を利用していた方は、平成 20 年６月支給分をもってサービスが終了となります。
７月以降の『うるま市高齢者紙おむつ等支給事業』のサービスを希望する方（非課税世帯で要介護４又は５の方）は、本庁介護長寿課又は石川庁舎・勝連庁舎・与那城庁舎の福祉部専門窓口で申請手続きが必要です。
（※課税世帯で要介護３～５の方は、介護者手当支給事業の申請についてご相談ください。）

### 『うるま市高齢者紙おむつ等支給事業』にご協力して頂く事業所を現在、募集しています。

１．業務内容
高齢者に対して、紙おむつを支給すること（配達又は店頭にて）
２．参加資格
うるま市内で大人用紙おむつを取扱っている事業者又は「うるま市介護用品支給事業」で委託を受けていた事業者
３．申し込み方法
平成 20 年６月６日までに、市役所介護長寿課までご連絡ください。

お問合わせ

**介護長寿課　☎ 973-3208**

## 平成20年度 各税目の納期限

| 税　目 | 期　別 | 納　期 | 納　期　限 |
|---|---|---|---|
| 固定資産税 | 1期 | 4月 | 平成20年4月30日 |
| | 2期 | 7月 | 平成20年7月31日 |
| | 3期 | 12月 | 平成20年12月25日 |
| | 4期 | 2月 | 平成21年3月2日 |
| 市県民税 | 1期 | 6月 | 平成20年6月30日 |
| | 2期 | 8月 | 平成20年9月1日 |
| | 3期 | 10月 | 平成20年10月31日 |
| | 4期 | 1月 | 平成21年2月2日 |
| 軽自動車税 | | 5月 | 平成20年6月2日 |

○５月は軽自動車税の納期となっています。○納税は納期限内にお願いします。
○お仕事でお忙しい方には、安心・安全・便利な口座振替をおすすめ致します。

**納 税 課　☎973－1099**